

販売奨励金(いわゆるリベート等)について

※軽減税率適用商品を販売していることを前提に記載

【食品製造業者等】

【食品卸売業者等】

【小売店等】



「販売奨励金」の種類		製造業者等	食品卸売業者等	小売店等
① リベート ※ 販売数量等に応じて支払われる奨励金	製造→卸売	売上割戻し(基通14-1-2) 【8%】	仕入値引き(基通12-1-2) 【8%】	
	卸売→小売		売上割戻し(基通14-1-2) 【8%】	仕入値引き(基通12-1-2) 【8%】
	製造→小売	売上割戻し(基通14-1-2) 【8%】		仕入値引き(基通12-1-2) 【8%】
② 奨励金	※ 対価の増額として支払われるもの	売上加算 (食品価額に係る値増金) 【8%】	仕入加算 (食品価額に係る値増金) 【8%】	
	※ 早期生産等の対価として支払われるもの	<u>役務提供の対価(売上げ)</u> 【10%】	<u>役務提供の対価(仕入れ)</u> 【10%】	
③ 販路拡大に係るもの ※ 販路拡大等の対価として支払われる奨励金			<u>役務提供の対価(仕入れ)</u> 【10%】	<u>役務提供の対価(売上げ)</u> 【10%】
④ 委託販売に係るもの ※ 委託販売数量等に応じて委託手数料の増額として支払われる奨励金			仕入加算 (委託手数料に係る値増金) 【10%】	売上加算 (委託手数料に係る値増金) 【10%】

元の取引の税率に準じます

(注) 上記リベート等の課税関係については、「※」に記載した性格のものであることを前提とした整理である点に留意してください。